



大阪労働局発表
平成31年3月14日

担当	大阪労働局 需給調整事業部 電話 06-4790-6319
----	----------------------------------

労働者派遣事業停止命令に違反した派遣元事業主に対する 再度の労働者派遣事業停止命令を実施

大阪労働局（局長：井上 真）は、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	株式会社キャリアシップ
代表者職氏名	代表取締役 入山 洋和
事業主所在地	大阪市淀川区宮原三丁目5番24号 新大阪第一生命ビル
許可に関する事項	許可番号 派27-060159 許可年月日 平成16年2月1日

第2 処分の内容

労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)

第3 処分理由

株式会社キャリアシップは、平成30年3月29日、大阪労働局長より、平成30年3月30日から平成30年5月29日までの間、労働者派遣事業の停止を命じられていたにもかかわらず、少なくとも46社に対し、事業停止期間中に開始する労働者派遣を業として行い、もって、労働者派遣事業停止命令に違反したこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成31年3月21日から同年9月20日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。
 - 二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
 - 四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。
- 2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。